

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																												
<p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 学則第35条に定める授業料、入学料及び検定料の額については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 576 1010 850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>授業料</th> <th>入学料</th> <th>検定料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大学院生(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。)</td> <td>年額 535,800 円</td> <td>282,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学院生(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻)</td> <td>年額 572,400 円</td> <td>282,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(学位論文審査手数料の額)</p> <p>第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき <u>100,000</u>円とする。ただし、次の各号の一に該当する者については、1件につき <u>57,000</u>円とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(公開講座の講習料の額)</p> <p>第7条 学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。ただし、国立大学法人東京農工大学公開講座規程第7条第2項に該当する場合は、講習料を無料とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="176 1378 1010 1423"> <tr> <td>公開講座の種類</td> <td>1時間当たりの単価</td> </tr> </table>	区分	授業料	入学料	検定料	(略)	(略)	(略)	(略)	大学院生(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円	大学院生(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻)	年額 572,400 円	282,000 円	30,000 円	(略)	(略)	(略)	(略)	公開講座の種類	1時間当たりの単価	<p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 学則第35条に定める授業料、入学料及び検定料の額については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1072 576 1906 850"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>授業料</th> <th>入学料</th> <th>検定料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大学院生(工学府産業技術専攻を除く。)</td> <td>年額 535,800 円</td> <td>282,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>大学院生(工学府産業技術専攻)</td> <td>年額 572,400 円</td> <td>282,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>(学位論文審査手数料の額)</p> <p>第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき <u>102,900</u>円とする。ただし、次の各号の一に該当する者については、1件につき <u>58,700</u>円とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(公開講座の講習料の額)</p> <p>第7条 学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。ただし、国立大学法人東京農工大学公開講座規程第7条第2項に該当する場合は、講習料を無料とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1378 1906 1423"> <tr> <td>公開講座の種類</td> <td>1時間当たりの単</td> </tr> </table>	区分	授業料	入学料	検定料	(略)	(略)	(略)	(略)	大学院生(工学府産業技術専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円	大学院生(工学府産業技術専攻)	年額 572,400 円	282,000 円	30,000 円	(略)	(略)	(略)	(略)	公開講座の種類	1時間当たりの単	
区分	授業料	入学料	検定料																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
大学院生(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円																																											
大学院生(技術経営研究科及び工学府産業技術専攻)	年額 572,400 円	282,000 円	30,000 円																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
公開講座の種類	1時間当たりの単価																																													
区分	授業料	入学料	検定料																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
大学院生(工学府産業技術専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円																																											
大学院生(工学府産業技術専攻)	年額 572,400 円	282,000 円	30,000 円																																											
(略)	(略)	(略)	(略)																																											
公開講座の種類	1時間当たりの単																																													

	の範囲
一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	700円～1,000円 (100円単位)
一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	700円～2,000円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものを除く。)	700円～2,000円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものに限る。)	1,000円～6,000円 (100円単位)

(本学施設使用料の額)

第8条 国立大学法人東京農工大学不動産管理規程第15条第2項に定める本学の施設を本学以外の者に貸付け使用させる場合の使用料については、別に定める。ただし、1ヶ月以内の短期の使用料の額については、次のとおり定める算定式による。

区分	計算式
講義室・会議室・体育館	部屋面積(m ²)×使用時間(h)×3.6円/m ² h
本学の敷地(グラウンド等)	グラウンド面積(m ²)×使用時間(h)×1.8円/m ² h
電気料	使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)
水道料	[男子使用人数×0.06(m ³ /日)+女子使用人数×0.115(m ³ /日)]×使用日数(日)×328.73(円/m ³)
ガス料(GHP エアコンのある施設について)	使用施設のガス消費量(m ³ /h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46(円/m ³ .)

*1 照明器具の電力消費量

- 2 学会等に使用する場合は、原則として、本学以外の者の使用とみなして、前項ただし書に定める使用料を徴収する。
- 3 本学以外の者が、本学と行う共同研究のため、施設を使用する場合であって、当該使用者が、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第36条第2項の規定に準じた扱いを申し出た際には、同法に定める手続きに準じて

	価の範囲
一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	800円～1,100円 (100円単位)
一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	800円～2,100円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものを除く。)	800円～2,100円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの(獣医師に係るものに限る。)	1,100円～6,200円 (100円単位)

(本学施設使用料の額)

第8条 国立大学法人東京農工大学不動産管理規程第15条第2項に定める本学の施設を本学以外の者に貸付け使用させる場合の使用料については、別に定める。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

学長が承認することにより、第1項により求めた額の5割をもって使用料とすることができる。

(インキュベーション施設の使用料の額)

第8条の2 先端産学連携研究推進センターのインキュベーション施設(以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居月からの経過年数	貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)
3年未満	1,800円
3年以上 5年未満	2,000円
5年以上	3,400円

2・3 (略)

(50周年記念ホール使用料の額)

第9条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール(ガーデンを含む。)の使用料の額は、1時間あたり600円とする。

2 50周年記念ホール(ガーデンを含む。)を使用する者については、1回の使用につき、1,000円の運営費をあわせて徴収する。

3・4 (略)

(武蔵野荘使用料の額)

第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。

区分		1人1泊分の使用料	備考
和室	こぶし(2名以下)	800円/泊	
	こぶし(3名以上)	600円/泊	
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊	
	かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊	
	かつら(ツイン2名利用時)	600円/泊	

(インキュベーション施設の使用料の額)

第8条の2 先端産学連携研究推進センターのインキュベーション施設(以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

入居月からの経過年数	貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)
3年未満	1,900円
3年以上 5年未満	2,100円
5年以上	3,500円

2・3 (略)

(50周年記念ホール使用料の額)

第9条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール(ガーデンを含む。)の使用料の額は、1時間あたり700円とする。

2 50周年記念ホール(ガーデンを含む。)を使用する者については、1回の使用につき、1,100円の運営費をあわせて徴収する。

3・4 (略)

(武蔵野荘使用料の額)

第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。

区分		1人1泊分の使用料	備考
和室	こぶし(2名以下)	900円/泊	
	こぶし(3名以上)	700円/泊	
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	900円/泊	
	かつら(ツイン1名利用時)	900円/泊	
	かつら(ツイン2名利用時)	700円/泊	

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費(洗濯代は除く。)を徴収しない。

区 分		1人1泊
和室	こぶし	2,400円/泊
洋室	くぬぎ・なら・ぶな・かつら	2,400円/泊

3 武蔵野荘使用要項第3条第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第4項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

区分	1団体1回分の運営費	備考
ラウンジ(ガーデンを含む。)	1,000円	
和室	400円	

(館山荘使用料の額)

第11条 第8条の規定にかかわらず、本学合宿研修施設館山荘の使用料の額については、次のとおりとする。

区分	1人1泊分の使用料	備考
館山荘 洋室(ベッド室)	160円/泊	
館山荘 和室	320円/泊	
館山荘 講師室	450円/泊	

2 第8条の規定にかかわらず、本学合宿研修施設館山荘の運営費の額については、次のとおりとする。

区分	運営費	冷暖房費	朝食	夕食	備考
館山荘	800円/泊	600円/泊 (7-9月、12-3月)	450円/食	1,050円/食	—

(140周年記念会館の使用料の額)

第12条 第8条の規定にかかわらず、本学140周年記念会館の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学140周年記念会館使用要項第5条第1項に該当する場合は、使用料を徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費(洗濯代は除く。)を徴収しない。

区 分		1人1泊
和室	こぶし	2,500円/泊
洋室	くぬぎ・なら・ぶな・かつら	2,500円/泊

3 武蔵野荘使用要項第3条第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第4項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

区分	1団体1回分の運営費	備考
ラウンジ(ガーデンを含む。)	1,100円	
和室	500円	

第11条 削除

第12条 削除

区分	1時間当たりの単価
大会議室(2F)	5,800円
会議室-A(2F)	2,000円
会議室-B(2F)	1,500円
多目的ホール-1(3F)	7,100円
多目的ホール-2(3F)	1,800円
多目的ホール-3(3F)	1,500円

(文献複写料の額)

第14条 図書館の文献複写サービスにかかる文献複写料の額については、次のとおりとする。

区分	本学以外の者	学内者
文献複写料1枚あたり	35円	20円

(学生証及び職員証再発行手数料の額)

第14条の2 学生証及び職員証の再発行手数料の額は、1枚につき2,000円とする。

(家畜診療料金)

第16条 農学部附属動物医療センターにかかる家畜診療料金については、次の各号に定める。

- (1) 大動物及び中動物の診療料金は、農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第33条第1項の規定により農林水産大臣が定める点数をもって、当該診療における総点数を計算し、これに農林水産大臣が定める1点の価格を乗じて得られた金額とする。
- (2) 小動物の診療料金は、以下に定める点数をもって、当該診療における総点数を計算し、これに1点の価格10円を乗じて得られた金額とする。

項目	点数	備考
1) 初診料	242	
時間外診察料	347	
2) 再診料	147	

(文献複写料の額)

第14条 図書館の文献複写サービスにかかる文献複写料の額については、次のとおりとする。

区分	本学以外の者	学内者
文献複写料1枚あたり	40円	20円

(学生証及び職員証再発行手数料の額)

第14条の2 学生証及び職員証の再発行手数料の額は、1枚につき2,100円とする。

第16条 削除

(削る)

(削る)

時間外診察料	263		
3)手術料			
卵巣摘出 A	2,541		
" B	2,982		
卵巣子宮摘出 A	3,066		
" B	3,612		
" C	4,578		
" D	6,353		
去勢	2,184		
骨折手術観血 A	4,095		
" 観血 B	5,775		
" 観血 C	7,004		
" 非観血 A	1,985		
" 非観血 B	4,074		
脱臼手術観血 A	4,064		
" 観血 B	5,481		
" 観血 C	7,224		
" 非観血 A	1,985		
" 非観血 B	3,203		
腫瘍摘出 A	1,775		
" B	3,539		
" C	5,292		
眼瞼内(外)反症	2,594		
眼球摘出	3,350		
水晶体摘出	7,098		
瞬膜	2,541		
『その他』			
局所麻酔下 A	1,407		
" B	1,953		
全身麻酔下 A	1,365		
" B	2,730		
" C	4,095		
" D	6,794		

〃 E	<u>10,395</u>		
4)注射料			
皮内注射	<u>179</u>		
皮下注射	<u>179</u>		
筋肉注射	<u>210</u>		
静脈注射	<u>273</u>		
動脈注射	<u>588</u>		
腹腔内注射	<u>137</u>		
点滴注射	<u>578</u>		
関節腔内注射	<u>336</u>		
結膜下注射	<u>294</u>		
輸血 100ml	<u>1,166</u>		
犬 5 種予防注射	<u>1,481</u>		
〃 パルボ予防注射	<u>683</u>		
〃 8 種予防注射	<u>2,352</u>		
猫 3 種予防注射	<u>1,229</u>		
〃 白血病予防注射	<u>819</u>		
5)処置料			
投薬経口	<u>32</u>		
〃 点眼	<u>32</u>		
〃 点耳	<u>63</u>		
〃 点鼻	<u>32</u>		
浣腸	<u>242</u>		
吸入	<u>273</u>		
薬浴	<u>473</u>		
洗浄	<u>210</u>		
外傷処置 A	<u>105</u>		
〃 B	<u>441</u>		
包帯交換	<u>179</u>		
抜糸(10 糸まで)	<u>158</u>		
抜糸(11 糸以上)	<u>273</u>		
歯石除去	<u>882</u>		
口腔処置 A	<u>200</u>		

〃 B	441	
皮膚病巣処置	305	
耳翼、耳管処置	179	
眼球処置	210	
導尿 A	210	
〃 B	473	
尿道洗浄	168	
膀胱洗浄	315	
膣洗浄	210	
肛門処置 A	137	
〃 B	294	
留置処置カテーテル	452	
留置針	357	
安楽死	1,638	
減感作療法	137	
アニマルネッカー	1 処方 10 点以上	購入価格の 50%増し とする。
6) 物療料		
物理療法 A	431	
〃 B	278	
7) 薬価		
内用薬	1 処方 10 点以上	1. 原則として購入価格の 50%増しとし、100 円単位に切り上げて算出する。 2. 薬価には容器代は含まず別途徴収する。 3. 内用薬のみ調剤料 1 週間単位 700 円徴収する。(フィラリヤ予防薬は除く。)
外用薬	1 処方 10 点以上	
注射薬	1 処方 10 点以上	
麻酔薬	1 処方 10 点以上	
		購入価格の 50%増しとし、100 円単位に切り上げて算出する。

処方食	1 処方 10 点以上	購入価格の 50%増し とし、100 円単位に切 り上げて算出する。
文書料		
8) 処方箋料	273	
9) 診断書・証明書料	400	
10) 検査料		
採尿料	137	
試験紙法	84	
尿沈渣(無染色)	158	
尿沈渣(染色)	200	
採便料	21	
直接塗抹	42	
浮遊法	137	
採血料	105	
血球計算	410	
血液塗抹検査	105	
網状赤血球数	84	
電解質(Na, K, Cl)	84	
一般生化学検査 9 種 (COBASMIRA)	620	
一般生化学検査 12 種 (VETSCAN)	788	
肝機能生化学検査	外注検査	
腎機能生化学検査	外注検査	
総蛋白	63	
アルブミン	63	
蛋白分画	外注検査	
グルコース	63	
ビリルビン	63	
AST	105	
ALT	105	
ALP	63	
総コレステロール	105	

LDH	63		
CK	63		
BUN	63		
クレアチニン	63		
アミラーゼ	63		
リパーゼ	63		
トリグリセライド	105		
トリヨードサイロニン(T3)	347		
サイロキシシン(T4)	347		
コルチゾール	外注検査		
アンモニア	99		
ジゴキシシン	外注検査		
血清鉄	外注検査		
TIBC	外注検査		
胆汁酸	外注検査		
糸状虫仔虫	278		
組織採取胸腔	315		
〃 骨髄	483		
〃 肝・リンパ節	315		
〃 膣	137		
〃 腫瘍	662		
〃 皮膚	315		
針吸引生検	168		
感受性デスク	431		
皮膚ウッド灯検査	137		
皮膚搔爬直接法	137		
アレルギー皮内反応	1,586		
クームス試験直接、間接	515		
イヌ糸状虫抗原検出	441		
FeLv 抗原検出	441		
FIV 抗体検出	441		
FIP 抗体検出	外注検査		
犬パルボ抗原検出	441		
ジステンパー抗体検出	外注検査		

真菌抗原検出	外注検査		
輸血関連交叉試験	378		
機能心電図検査	378		
〃心音図検査	378		
眼圧測定	221		
眼底検査(片眼)	221		
涙液分泌機能検査	84		
涙管通色素検査	84		
病理組織顕微鏡検査	外注検査		
組織診	500	次条に定める金額を10で除した点数とする。	
細胞診	250	次条に定める金額を10で除した点数とする。	
X線検査			
透視造影剤非使用	378		
〃造影剤使用	483		
撮影単純撮影	452		
撮影造影撮影	578		
フィルム代	1処方10点以上	購入価格の10%増しとし、10円単位に切り上げて算出する。	
超音波検査	410		
心臓カテーテル検査	2,615		
内視鏡検査	410		
CT検査	2,520		
MRI検査	6,300		
外注検査	1処方10点以上	外注価格の10%増しとし、10円単位に切り上げて算出する。	
11)麻酔料(薬価別)			
局所	630		
全身(筋肉)	1,019		

〃 (静脈)	1,019	
〃 (吸入)	1,439	
入院料(1日)		
一般入院	431	
日分×		
集中治療入院	620	
日分×		

2 (略)

(病理組織検査料金)

第16条の2 外部の者から、組織診及び細胞診の依頼があった場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
組織診	5,000円
細胞診	2,500円

(共同研究員の研究料)

第18条 本学で受け入れる共同研究員の研究料の額は、1ヶ月あたり 35,000円とする。

(受託研究員等の研究料)

第19条 本学で受け入れる受託研究員等の研究料の額は、次のとおりとする。

区分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>541,200円</u>
	短期	6か月以内	<u>270,600円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人(注参照)が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>541,200円</u>
	短期	6か月以内	<u>270,600円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	<u>135,300円</u>

〃 (静脈)	1,019	
〃 (吸入)	1,439	
入院料(1日)		
一般入院	431	
日分×		
集中治療入院	620	
日分×		

2 (略)

(病理組織検査料金)

第16条の2 外部の者から、組織診及び細胞診の依頼があった場合の料金については、次のとおりとする。

項目	金額
組織診	5,200円
細胞診	2,600円

(共同研究員の研究料)

第18条 本学で受け入れる共同研究員の研究料の額は、1ヶ月あたり 36,000円とする。

(受託研究員等の研究料)

第19条 本学で受け入れる受託研究員等の研究料の額は、次のとおりとする。

区分		研究期間	研究料
一般の受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>556,700円</u>
	短期	6か月以内	<u>278,400円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人(注参照)が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6か月を超えて1年以内	<u>556,700円</u>
	短期	6か月以内	<u>278,400円</u>
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	<u>139,200円</u>

農林水産省「農業改良普及推進事業実施要項(普及職員等資質向上緊急対策事業)による受託研究員	改良普及員	6か月以内	270,600円
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3か月以内	135,300円
専修学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	103,200円
	非実験系	3か月	51,600円
公立高等専門学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	103,200円
	非実験系	3か月	51,600円
公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	103,200円
	非実験系	3か月	51,600円
教員研修センター研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	29,160円
	非実験系	3か月	16,920円

(外国人受託研修員の研修料)

第20条 本学で受け入れる外国人受託研修員の研修料は、次のとおりとする。

ただし、1ヶ月は30日として計算し、1ヶ月に満たない日数は、1ヶ月に切り上げて計算する。

研修期間区分	研修料
1ヶ月	226,000円

農林水産省「農業改良普及推進事業実施要項(普及職員等資質向上緊急対策事業)による受託研究員	改良普及員	6か月以内	278,400円
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3か月以内	139,200円
専修学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	106,200円
	非実験系	3か月	53,100円
公立高等専門学校研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	106,200円
	非実験系	3か月	53,100円
公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	106,200円
	非実験	3か月	53,100円
教員研修センター研修員	実験(臨床を含む)系	3か月	30,000円
	非実験系	3か月	17,500円

(外国人受託研修員の研修料)

第20条 本学で受け入れる外国人受託研修員の研修料は、次のとおりとする。

ただし、1ヶ月は30日として計算し、1ヶ月に満たない日数は、1ヶ月に切り上げて計算する。

研修期間区分	研修料
1ヶ月	232,500円

附 則 (経教規程第21号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。